

## 平成30年6月第3回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 平成30年6月29日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 武 井 知 香  
事務局次長兼班長 谷 村 直 人  
議 事 班 主 任 千代岡 陽 子  
議 事 班 主 事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市 民 課 長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水 道 局 長 西 村 城 人
消 防 長 藤 本 昇	監査委員事務局長 中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
議案第4号 室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正について  
議案第5号 室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について  
議案第6号 室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

- 議案第8号 室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正について  
議案第9号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第11号 平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算について  
(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第2 議案第1号 室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
議案第3号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認について  
議案第7号 室戸市企業誘致推進条例の一部改正について  
議案第10号 室戸市都市公園条例の一部改正について  
議案第12号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算について  
議案第13号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算について  
(産業厚生委員会委員長報告)

- 日程第3 議案第14号 教育委員会委員の任命について

- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第5 請願第1号 室戸市の地域医療充実を求める請願書  
(平成30年3月定例会付託分)

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

追加日程第1 決議案第1号 議員定数等調査検討特別委員会設置に関する決議

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分  
の承認についてから議案第11号平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算についてまで、以  
上7件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分  
の承認についてから議案第11号平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算についてまで、以上  
7件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、6月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審  
査をいたしました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでありま  
す。

執行部の説明の後、委員から、たばこ税を見直すとのことだが、いつ法律が改正されたの  
か、また3年後には幾らの値上げとなるのか。今回の改正に電子たばこは含まれているのかと  
質疑があり、執行部から、法律については地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31に  
公布され、同年4月1日から施行となった。3年後のたばこ税の値上げ額については、国・  
県、市を含めて1本当たり3円となる。電子たばこについては、今回改正される条例の加熱式  
たばこに区分されると答弁がありました。

次に、今回、たばこ税を値上げすることで税収はふえると見込んでいるのかと質疑があり、  
執行部から、たばこ税の増額に伴う税収見込みについては現段階では不明であるが、平成22年  
に行われたたばこ税による法改正では、平成23年度の調定額は前年度より約1,100万円の増額  
にはなっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、ふれあい体験交流スペースについては、地場製品の販売や地域交流イベントなどの利用が計画されているとのことだが、月何回程度の開催を計画しているのかと質疑があり、執行部から、この7月から運営委員会の方たちによるピザ釜の製作やおおぞら市の開催を計画しており、その実施後に地域交流イベント等の開催回数や規模などについても協議をしていく予定であると答弁がありました。

次に、ピザ焼き体験などのイベント時にアルコールの提供は可能であるのかと質疑があり、執行部から、県内の集落活動センターでは、地域住民の集いの場を設けるということで居酒屋を計画しているところもあると聞いている。地域住民の集いの場づくりのための施設であることから、運営委員会が主体となって、アルコールの提供を含めたイベントなどを実施することについては特に制限はないと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回の改正で525円6銭となった根拠は何か。ポスター作成の費用は市の公費からの支出であることから、できる限り市内業者を優先することはできないか。またポスターの発注時期を早めることはできないのかと質疑があり、執行部から、平成26年の消費税改正により、国の公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、単価の制限額を改正するものである。ポスター作成については、指導はできないが、市内業者を使っただけのように話をしていく。ポスターの発注時期については、告示日の受け付け時に契約を締結していれば、契約書の写しと必要書類を添えて提出すれば可能であると答弁がありました。

次に、ポスターは何枚まで作成することができるのかと質疑があり、執行部から、ポスターの枚数に制限はないが、選挙におけるポスター掲示場の数が公費の対象となる。昨年の衆議院選では、掲示場の数は158カ所であり、仮に同じ掲示場の数となれば、ポスター数は158枚となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、情報通信技術利用事業が農林水産物等販売業に変更となった理由は何かと質疑があり、執行部から、情報通信技術利用事業については、適用がなかったため除外となり、6次産業化などによる地域振興を図るための農林水産物等販売業が新たに追加されたものであると答弁がありました。

次に、課税免除の算定基準になる根拠は幾らで、何%の免除額になるのかと質疑があり、この条例の第2条に生産施設等を新設し、または増設した者で、資産、構造設備を取得した価格の合計額が2,700万円を超える者に対して固定資産税を課税免除すると規定している。期間は3年間であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、室戸岬小学校が室戸小学校に統合となれば、新たなスクールバスを検討する必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、スクールバスについては、要望もあるため、今後検討していきたいと答弁がありました。

次に、以前、スクールバスの購入については、距離の関係で対象にならなかったことがあった。補助金の要件に該当するのかと質疑があり、執行部から、スクールバス購入の財源には、へき地児童生徒援助費等補助金を活用することになる。室戸小学校までの通学距離が4キロメートル以上であれば補助の対象になるが、その対象となる小学生の割合に応じた補助金が交付されることになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、室戸市放課後児童健全育成事業の内容等について質疑があり、執行部から、この事業については、放課後における子供の居場所づくりのため、市が放課後児童クラブを設置し、小学校に通う子供たちの保護者で構成された家族会に運営委託をしている。現在、室戸小学校にて2クラブが活動をしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算についてであります。

まず、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項10目25節、財政調整積立基金積立金について、基金の合計額は幾らになるのかと質疑があり、執行部から、今回の補正予算後の残高は19億4,417万8,000円になると答弁がありました。

次に、予算総額136億7,566万3,000円には、雇用を創出する市の政策などを推進する予算措置はあるのかと質疑があり、執行部から、雇用の場の創出などについては重要な課題であり、現在取り組んでいる総合戦略の中でも重要な位置を占めている。そうした市の活性化に対する予算措置についても担当課として取り組みたいと考えると答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項4目17節、消防施設用地購入費について、どこの用地を購入するのかと質疑があり、執行部から、現在計画している室戸岬消防屯所への進入路を

設置するための用地購入費であると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項1目18節、公用車購入費について、公用車を購入する必要性はあるのか、公用車の保有台数とどれくらいの使用頻度があるのかと質疑があり、執行部から、保健介護課が使用する公用車は9台保有しているが、介護、障害の認定調査や保健師の訪問活動、室戸岬診療所でもほぼ毎日職員が使用する必要があること等、慢性的な公用車の不足が生じている状況であることから、今回補正を行うものであると答弁がありました。

次に、購入する公用車の車種は決めているのか、また入札業者には市外業者も含まれているのかと質疑があり、軽自動車のワンボックスを購入する予定である。入札になるが、市内業者から購入したいと考えていると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目13節、観光看板設置委託料について、本市の案内看板は他の市町村に比べて小さく感じる。観光客の目につきやすい大きさの看板を設置できないのかと質疑があり、執行部から、観光案内看板の設置については、国道沿いの2カ所を予定している。自然公園法の規制もあるが、その規制の範囲内でわかりやすいものにしたいと答弁がありました。

次に、総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項9目19節、運転免許証自主返納支援事業費補助金について、これまでに運転免許証を返納された方は何人いるのかと質疑があり、執行部から、室戸警察署が管轄する区域の件数によると、平成26年が13人、平成27年は26人、平成28年は54人、平成29年が75人で、うち室戸市は67人であると答弁がありました。

次に、2款1項11目18節、情報管理用備品購入費について、市が整備した光回線が時間帯によっては非常に遅いとの苦情を聞く。今回の補正対応で改善されるのかと質疑があり、ルーターという通信機器を取りかえることにより通信速度の問題は解消されると認識をしていると答弁がありました。

次に、市民課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款1項1目28節、国民健康保険財政健全化支援繰出金について、国保会計に1億円を繰り出すことで赤字額は約9,000万円となった。今後も国保会計の状況はよくなっていくのかと質疑があり、執行部から、平成29年度の国保会計は、医療費の減少等により5,452万7,000円の単年度黒字となっている。累積赤字も年々縮小しており、財政運営計画に基づき、平成31年度までには赤字を解消したいと答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項4目15節、大谷保育所トイレ新設及び改修工事費について、対象となる児童は何人いるのか、また年齢別では何人になるのかと質疑があり、執行

部から、大谷保育所の児童総数は31人である。年齢別ではゼロ歳児は1人、1歳児は3人、2歳児は9人、3歳児は4人、4歳児は8人、5歳児は6人であると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項3目、室戸市サポートハウス整備事業について、サポートハウスでの営農活動が最長3年を予定しているということだが、3年で自立ができるのかと質疑があり、執行部から、受け入れ農家での実地研修を1年から2年経験していただいた後、実際に農業経営を行っていただく。サポートハウスは最長3年としているが、合わせて5年程度は研修期間を設けることができるため、農業者団体などに協力していただきながら、就農者が自立できるようにサポートしていくと答弁がありました。

次に、建設土木課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款2項1目13節、市道管理委託料について、佐喜浜橋が通れるのか確認するために点検を行うのかと質疑があり、執行部から、平成29年度に橋梁点検調査を行った結果、判定区分4ということから、緊急措置として平成29年12月から通行どめにしていたが、通学路であることから、人と自転車を通行させることができないかとの地元住民からの相談もあり、今回調査を行うものであると答弁がありました。

次に、生涯学習課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款4項1目15節、吉良川町並み公衆トイレ浄化槽等改修工事について、完成時期はいつごろになるのかと質疑があり、執行部から、工事期間は4カ月を見込んでいます。吉良川の秋祭りが10月にあることから、それ以降の工事になると考えていると答弁がありました。

次に、駐車場が狭くなるが、新たな駐車場を整備するのかと質疑があり、吉良川の西の川の東詰め場所に第2駐車場が整備されており、当面はそちらで対応していくと答弁がありました。

次に、防災対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款5項1目19節、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金について、この補助対象となる建物が34件あるが、内訳はどうなっているのかと質疑があり、執行部から、対象となる建物の内容については、平家建てが1件、2階建てが26件、3階建てが6件、4階建てが1件であると答弁がありました。

福祉事務所関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

**○議長（濱口太作君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから議案第13号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（上山精雄君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから議案第13号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上6件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、6月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

執行部から説明の後、委員から、この改正により影響のある世帯は何件かと質疑があり、執行部から、平成29年度に基礎課税額の上限である54万円を課税される世帯は102世帯、今回の改正により平成30年度に上限58万円を課税される世帯は90世帯ある。また、後期高齢者分や介護納付金分の課税を加えた上限額に到達する件数は29年度、30年度ともに11件であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてであります。

執行部から説明の後、委員から、赤字が大きく改善されている理由としてどのようなものが上げられるかと質疑があり、執行部から、保険税の徴収率が平成28年度が全体で88.1%、29年度は89.68%と改善しており、また国保の調定額も増加してきている。調定額の増加については、サンゴ漁等の一部の業種に収入の伸びが見られているのが要因の一つと考えられると答弁がありました。

また、今後の赤字解消の見通しについて質疑があり、29年度に財政運営計画を策定し、3カ年で赤字を解消していくということで取り組んでいると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第7号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、誘致企業の業種を変更した理由は何か、また農林水産物等販売業とはどのような事業なのかと質疑があり、執行部から、業種の変更については過疎法の改正に準じたものである。国が行った過疎法改正前の調査で、情報通信技術利用事業の適用がなかったために業種が変更されたと理解している。農林水産物等販売業の事業内容は、過疎地域内で生産された農林水産物等を原料、材料とした加工品を、店舗で市外の方に販売するといったものであると答弁がありました。

次に、企業誘致は何社が指定されているかと質疑があり、条例制定以降に9社を指定している。適用期間に5年という区切りがあるため、指定終了となった企業もあり、現在は5社の企業が継続となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市都市公園条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この条例には最低面積の規定はあるのかと質疑があり、執行部から、最低面積の規定はなく、敷地面積に対し100分の50の割合の施設面積となる。面積の少ない公園に割合を超えた運動施設をつくる場合、その公園のみ割合を変更することも可能であるが、それについては条例の改正が必要となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、歳出、1款1項1目14節使用料及び賃借料の往診用タクシー借上料ほか166万円について、往診はどの程度の頻度で行っているのかと質疑があり、執行部から、往診は毎週月曜日に医師1名が行っており、これまでに14名の患者に対応していると答弁がありました。

また、室戸岬診療所について、室戸病院の閉院後、受診者が増加したとのことだが、対応はできているのか。診療日をふやすことはできないかと質疑があり、受診券の発行や機器、スタッフの増員等の対策をとっている。以前は受診者の方を待たせてしまうことが多かったが、今現在はそのような声は余り聞かれておらず、一定改善がされていると思われる。診療日数の増については医師の協力が必要なため、声かけの継続や常勤医師の確保に向けて取り組みを続けていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、歳出、4款1項1目25節の介護給付費準備基金積立金

4,161万6,000円について、現在積立金の総額は幾らか、またその額は使途に対して十分かと質疑があり、執行部から、今回の補正予算により、積立金の総額は2億2,313万2,000円になる見込みである。今後の高齢者人口について、65歳以上の推移は横ばいだが、75歳以上の人口は増加していくため、介護保険料を増額せざるを得なくなると思われるが、その際の金額を抑えるため、この基金を活用する。基金の積立額が十分との断言はできないが、これくらいの資金がなければ保険料の増額を抑えることはできないと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第14号教育委員会委員の任命について及び日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第5、平成30年3月定例会付託分の請願第1号室戸市の地域医療充実を求める請願書についてを議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（上山精雄君） 平成30年2月22日に受理した請願第1号室戸市の地域医療充実を求める請願書につきまして、産業厚生委員会委員長報告を行います。

本請願につきましては、平成30年3月15日、平成30年第2回定例会において産業厚生委員会に付託されたものであります。

委員会といたしまして、4月23日に委員会を開き、請願提出議員から説明を受け、審査をいたしました。

請願提出議員から、この請願についての活動は、室戸病院の閉院という話が聞こえ始め、今後の室戸市の医療に対し不安を覚えたことが始まりである。室戸病院の存続を求める署名活動を開始し、3,063名の署名を集めることができた。署名活動中に室戸病院は閉院となり、現時点では存続を求めることは難しいと理解しているが、多くの市民の不安な思いを受けとめてほしいと考え、請願提出に至ったものである。

また、署名活動を進める中で、室戸岬診療所の充実についての意見や市外病院への依存、交通の便、市内医師の高齢化による診療所閉院の懸念等、室戸市の地域医療に対する不安の声を多く聞いた。室戸市には今後の高齢化社会を見据え、通院に便利な立地である室戸病院跡地に医療施設を設けること等も含めた、市民が安心できる地域医療体制の構築を求めるものであると説明がありました。

委員からは、請願書にある請願項目、要旨1の室戸病院の再開に関しては、民間経営の病院であること、また既に閉院していること等から、市としての働きかけは困難であるとの意見がありました。室戸市の医療充実に関しては、執行部も保健介護課に医療対策室を設置する等対策に取り組んでいるほか、室戸中央病院と協力し、外来診療を充実させる対応も行っている。また、議会としても、所管である産業厚生委員会が勉強会や視察を通じて、市民が安心して生活するために必要な医療等について現在調査検討を行っている。しかし、地域医療確保はこれからも室戸市において大変重要な課題であり、今後さらに重点的に取り組んでいく必要があることから、要旨2の医療体制の充実の請願項目については採択すべきであるとの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、要旨2の医療体制の充実について、一部採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第5、請願第1号室戸市の地域医療充実を求める請願書まで、以上16件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第2号から日程第5、請願第1号まで、以上16件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第4号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第3号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第7号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号室戸市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第14号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

教育委員会委員に東野敦夫氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、東野敦夫氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に平井一枝氏を推薦することに御異議のない諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に平井一枝氏を推薦することに異議なきと決しました。

次に、日程第5、請願第1号室戸市の地域医療充実を求める請願書についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は一部採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立多数であります。よって、請願第1号は原案のとおり一部採択することに決しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま採択されました請願に対する取り扱い等につきましては、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、請願に対する取り扱いにつきましては議長に一任されました。

ここで、三役以外の執行部の皆さんの退席をお願いいたします。

〔三役残し、執行部退席〕

○議長（濱口太作君） 退席の間、休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、堺喜久美君外11名から、決議案第1号議員定数等調査検討特別委員会設置に関する決議が提出されました。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

この際、決議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号を議題とすることと決しました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 追加日程第1、決議案第1号議員定数等調査検討特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。提案理由の説明を行います。

地方分権改革により、地方公共団体の担う役割は増大しており、二元代表制における一方の代表機関である議会の役割と責任も、それに伴い、格段に重くなっています。

しかし、人口の集中や減少、少子・高齢化などにより、小規模な市町村議会は議員のなり手不足が深刻化しております。

この現状を鑑み、室戸市の未来を次世代につなぎ、安心して住み続けられるまちづくりのために、また議会に与えられた権限と責任を十分果たすために、本市にふさわしい議員定数を、人口や面積、産業構成、住民の意見等あらゆる角度から調査検討をする必要があると考えま

す。

以上の理由により、議員定数等調査検討特別委員会を設置すべきであると考えますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（濱口太作君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案につきましては、議員全員が提出者、賛成者となっておりますので、質疑及び討論については、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

追加日程第1、決議案第1号議員定数等調査検討特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

議員定数等調査検討特別委員会の設置が可決されましたので、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

議員定数等調査検討特別委員会委員といたしまして、林竹松君、町田又一君、堺喜久美君、山下浩平君、山本賢誓君、谷口總一郎君、久保八太雄君、脇本健樹君、小椋利廣君、亀井賢夫君、上山精雄君、竹中多津美君、私濱口太作、以上13名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに特別委員会を開催し、正副委員長を互選の上、報告をお願いいたします。

それでは、特別委員会正副委員長互選のため10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等調査検討特別委員会正副委員長が決定をいたしましたので御報告いたします。

特別委員会委員長に堺喜久美君、副委員長に脇本健樹君、以上のとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて平成30年6月第3回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時4分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員